

消費者安全法における法執行（財産事案）の状況等について【概要】

（資料2-1）

平成31年2月
消費者庁

1. 検討の経緯

- 消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律77号。以下「改正法」という。）が平成24年に公布され、財産事案に係る部分については、平成25年4月1日施行された。
- 改正法附則第3条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。
- 平成30年4月1日をもって施行後5年を経過したことから、施行状況について整理・検討し、改正法につき何らかの措置を講ずる必要があるか検討。

2. 施行状況

規制の内容	主な施行状況	施行状況の評価
（1）関係機関等への情報提供（消費者安全法第38条第2項）		
被害の発生・拡大の防止に資する情報を関係機関等（ex.関係府省庁、金融機関、決済代行業者等、電気通信事業者等）に対し提供する。	<件数> ・過去5年間（平成25年度～29年度）で164件。 <関係機関等における利用実績> ・銀行による預金口座の凍結、クレジットカードの決済機能の停止など、一定の成果が見られる。	・過去5年間で164件の情報提供は、一定の評価をするに足る実績を挙げているといえる。 ・利用実績に関しても、同制度は十分に活用され、機能していると評価できる。
（2）事業者に対する措置（消費者安全法第40条第4項、第5項）		
①「勧告」…事業者に対し、被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を求めるもの。 ②「命令」…事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合、事業者に対し勧告に従うことを求めるもの（命令違反に対しては罰則）。	<件数> ・過去5年間（平成25年度～29年度）で勧告2件、命令0件。 ・消費者への注意喚起（消費者安全法第38条第1項）に関しては、年間約10件、過去5年間（平成25年度～29年度）で46件。	・勧告の要件である「すき間事案」及び「多数消費者財産被害事態」は、消費者安全法の立法目的や勧告制度の導入根拠と密接に関係している。 ・過去の注意喚起の事案では、事業者の実体が判明しないものも多い。 ・政令改正により多数消費者財産被害事態の定義を広げたとしても、事業者の実体が判明しなかったり、すき間事案の要件を満たさない状況では勧告を行うことはできない。 ・消費者庁の調査及び消費者への注意喚起により、事業者が自主的に問題行為を取りやめるケースも多く、結果として消費者被害の拡大防止につながっている。 ・架空請求及び情報商材等に関する消費生活相談の増加など、最近の消費者被害の状況に対して、適切に注意喚起を行っている。

3. 結論

- 消費者安全法の目的や位置付け、消費者への注意喚起の実績等を踏まえると、法令を改正する必要はない。
- 関係機関等への情報提供に関しては、情報提供先の情報の利用実績等を聴取するなどして、今後の情報活用に役立てる。
- 財産被害対策室職員同士の知識の共有や、より充実した調査マニュアルの作成等により、職員の調査能力向上を図る。
- 財産事案に関する消費者被害に関して、他省庁、執行担当課室等とより密接に連携して取り組む。